

# 帝京大学 運営指針

(帝京大学版 ガバナンス・コード)

【第 1.1 版】

2024 年 6 月 1 日

## 「帝京大学 運営指針」目次

### **第1章 自主性・自律性の尊重（特色ある大学運営）**

#### **1-1 建学の精神、教育理念**

- (1) 建学の精神
- (2) 教育理念

#### **1-2 教育指針、使命及び目的、教育目標、社会的責任**

- (1) 教育指針
- (2) 本学の使命・目的
- (3) 教育目標
- (4) 社会的責任

#### **1-3 使命・目的達成に向けた取組み**

- (1) 「中期的な計画」の策定
- (2) 具体的な事業計画を示すアクション・プラン

### **第2章 経営の安定性・継続性（学校法人運営の基本）**

#### **2-1 理事会**

- (1) 理事会の役割
- (2) 実効性のある開催・運営

#### **2-2 理事**

- (1) 理事の責務
- (2) 学内理事の役割・外部理事の役割
- (3) 理事への研修機会の提供と充実

#### **2-3 監事**

- (1) 監事の責務
- (2) 監事の選任
- (3) 監事業務を支援するための体制
- (4) 常勤監事の設置

#### **2-4 評議員会**

- (1) 評議員会への諮問事項
- (2) 評議員会の運営

#### **2-5 評議員**

- (1) 評議員の選任
- (2) 評議員へのサポート、および研修機会の提供と充実

### **第3章 業務運営におけるガバナンス（各業務分野のガバナンス強化と連携）**

### **3-1 教育・研究のガバナンス(権限・役割の明確化、教育・研究力強化)**

#### **3-1-1 学長**

- (1) 学長の責務
- (2) 学長補佐体制 (副学長・学部長・学科長の役割)

#### **3-1-2 教授会**

- (1) 教授会の役割

#### **3-1-3 教学マネジメント**

- (1) 教学マネジメントを担う組織
- (2) 教学マネジメントの強化

### **3-2 経営・管理のガバナンス(権限・役割の明確化、業務効率化)**

#### **3-2-1 法人本部**

- (1) 法人本部の位置付け
- (2) 法人本部の役割

#### **3-2-2 企画・管理局**

- (1) 企画・管理局の位置付け
- (2) 企画・管理局の役割

#### **3-2-3 法人事務局**

- (1) 法人事務局の位置付け
- (2) 法人事務局の役割

#### **3-2-4 事務部門総務会**

- (1) 事務部門総務会の位置付け
- (2) 事務部門総務会の役割
- (3) 事務部門総務会の運営

#### **3-2-5 ファシリティ・マネジメント(FM)**

- (1) 本法人における FM 活動の位置付け
- (2) FM 活動の推進およびフォローアップ体制

### **3-3 ICT ガバナンス**

#### **3-3-1 ICT 環境への対応**

- (1) ICT 環境への対応と活用

#### **3-3-2 ICT ガバナンスの強化**

- (1) ICT の利用
- (2) ICT の統制

## **第4章 法人運営のチェック機能 (有効性・効率性・コンプライアンス検証)**

### **4-1 三様監査(監事監査・監査法人監査・内部監査)**

- (1) 監事監査の役割

- (2) 監査法人監査の役割
- (3) 内部監査の役割
- (4) 三様監査における協働と役割分担

#### **4-2 自己点検・自己評価制度**

- (1) 自己点検・自己評価制度の位置付け
- (2) 自己点検・自己評価制度の拡充

#### **4-3 内部質保証、認証評価**

- (1) 内部質保証の位置付け
- (2) 内部質保証の拡充
- (3) 第三者による認証評価の役割

### **第5章 公共性・信頼性（ステークホルダーへの責任の遂行）**

#### **5-1 ステークホルダーとの関係**

- (1) ステークホルダーの多様化
- (2) ステークホルダーとの関係強化

#### **5-2 学生に対して**

- (1) 入学から卒業に至る学びの道筋の具体化
- (2) IR を活用した学生サポート

#### **5-3 教職員等に対して**

- (1) 教職協働の推進
- (2) ユニバーシティ・ディベロップメント（UD）
- (3) 魅力ある職場の構築

#### **5-4 社会に対して**

- (1) 社会貢献、地域連携

#### **5-5 リスク・マネジメント、危機管理および法令遵守**

- (1) リスク・マネジメント力の強化
- (2) 危機管理のための態勢整備
- (3) 法令遵守のための態勢整備

### **第6章 透明性の確保**

#### **6-1 情報公表の充実と情報公開の工夫**

- (1) 法令上必要な情報公表
- (2) 自主的な情報公開
- (3) 情報公開の工夫等

## 「帝京大学 運営指針」

### 第1章 自主性・自律性の尊重（特色ある大学運営）

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独自の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきた。私立大学は、社会の発展と安定に指導的役割を果たし、さらにそれを維持するために不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきた。また、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきた。

学校法人帝京大学（以下、「本法人」という。）および帝京大学（以下、「本学」という。）は、その建学の精神、および教育理念に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、本「運営指針」を規範として、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した特色ある大学づくりを進めていく。

#### 1-1 建学の精神、教育理念

##### (1) 建学の精神

「努力をすべての基とし

偏見を排し

幅広い知識を身につけ

国際的な視野に立って判断ができ

実学を通して創造力および人間味豊かな

専門性ある人材の養成を目的とする」

##### (2) 教育理念

「自分流」

自分流とは、生き方の哲学そのもので、自分のなすべきこと、興味あることを見つけだし、自分の生まれ持った個性を最大限生かすべく知識や技術を習得し、それを自分の力として行動する。そしてその結果については自分自身が責任をもつことである。本学はこの自分流の生き方を学生に身につけてもらうべく、サポートしている。

#### 1-2 教育指針、使命及び目的、教育目標、社会的責任

##### (1) 教育指針

実践を通して論理的な思考を身につける「実学」

異文化理解の学習・体験をする「国際性」

必要な知識・技術を偏ることなく幅広く学ぶ「開放性」

## (2) 本学の使命・目的

本学は教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに建学の精神に則り、高等教育の上さらに専門的知識と高度の理論並びに技術を教授し、グローバルな観点から社会の発展に貢献できる、創造性に溢れた教養高い人材を養成することを使命及び目的とする。

(帝京大学学則第1条を参照)

本学大学院は、同じく教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職場を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することができる人材を養成することを使命及び目的とする。

(帝京大学大学院学則第2条を参照)

## (3) 教育目標

21世紀のグローバル社会において活躍できる人材、即ち自分で問題意識を持ち、自分で考え判断し、自分で行動し、そしてその結果に責任を持つことができる人材の育成、即ち単に知識・理論・技術の獲得のみならず、それらを創造的・有機的に活用し、これからの社会をたくましくかつ正しく生き抜く力、すなわち強い人間力を併せ持つ人材の育成を教育目標とする。

## (4) 社会的責任

本法人および本学は、私立大学が担うべき社会的責任を十分に果たすとともに、その活動におけるステークホルダーに対する説明責任を全うする。

### 1-3 使命・目的達成に向けた取組み

#### (1) 「中期的な計画」の策定

- ① 変化の激しい不透明な時代において、安定した経営を維持するとともに、本法人および本学が目指すべき方向性を明確にし、建学の精神、教育理念等を具現化するため、5年から10年後までに達成すべき重点施策を含む「中期的な計画」を策定する。
- ② 中期的な計画は、抽象的な目標に止まらず、学内外の環境変化の予想に立脚したデータやエビデンスに基づくものとし、本法人および本学の特徴が際立ちステークホルダーが魅力を感じるものとするをを目指す。
- ③ 策定にあたっては、認証評価の結果を踏まえるとともに、評議員会にも意見を聴取する。また、学校法人・大学としての説明責任を果たし、経営の透明性を学内外のステークホルダーに示すためホームページに公開する。
- ④ 中期的な計画の成否を決定するのは毎年の達成状況の把握とそれへの迅速な

対応であり、計画の達成・進捗状況については、帝京大学自己点検・自己評価委員会にて管理把握し、実施状況をフォローするとともに、その結果を内外に公表し、透明性ある法人運営・大学運営に努める。

⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底する。

⑥ 中期的な計画に盛り込む内容としては以下を想定する。

ア 建学の精神・教育理念に基づき養成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標

イ 教育改革の具体策と実現見通し

ウ 経営・ガバナンスの強化策

エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開

オ 財政基盤の安定化策

カ 教育研究の実績・成果の把握

キ 設置校の入学定員確保策

ク 設置校の教育環境整備計画

ケ グローバル化、ICT化策

コ 計画実現のための PDCA 体制

## (2) 具体的な事業計画を示すアクション・プラン

① 中期的な計画に基づき、本部・各キャンパス・病院等、各部署における3年以内に実施予定の事業計画を具体的に示すべく「アクション・プラン」を策定するものとする。

② 策定にあたっては、極力数値目標を設けるとともに、各事業計画に対し目標達成時期、ならびに実施主体について明確化されるよう留意する。

③ アクション・プランは中期的な計画に基づく学内における主要施策を網羅的にカバーすると共に、部署間を跨ぐ横断的施策についても全学的視野から十分フォローできるよう位置付ける。

④ アクション・プランの内容は帝京大学自己点検・自己評価委員会において了承されるものとする。また、その達成・進捗状況については1年毎に同委員会に報告・確認されるとともに、必要に応じ見直しを行うこととする。

## 第2章 経営の安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究および成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っている。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化し、その安定性と継続性を図り、中長期的に私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たす必要がある。

本法人および本学としては、このような役割・責務を果たす為、運営基盤強化を図るとともに、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方、および仕組みを構築する。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務の遂行を監督する。

##### ② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決を要する本法人における重要事項をあらかじめ明示する。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管する。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意する。

##### ③ 理事および大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事および本学の運営責任者（学長、副学長および学部長等）に対し、実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に本法人および本学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かすものとする。

イ 理事会は、本法人において適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

#### (2) 実効性のある開催・運営

##### ① 理事会の開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し実施する。

イ 本法人では予算理事会（3月）、決算理事会（5月）の定期開催を基本とし、必要に応じて理事会を開催するものとする。

##### ② 理事会の運営

ア 審議に必要な時間は十分に確保するものとする。

イ 理事会の議事について直接の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。



ウ 利益相反に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務

- ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- ② 常務理事は、理事長の業務を補佐し、本法人の全ての業務について代表する。
- ③ 理事長および常務理事以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
- ④ 理事の選任および解任については、寄附行為に明確に定める。
- ⑤ 理事は、法令および寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行う。
- ⑥ 理事は (ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。その場合、他の役員（理事・監事）も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負う。
- ⑦ 理事の学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備する。
- ⑧ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長および監事に報告する。
- ⑨ 理事は、競業および利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受ける必要がある。

### (2) 学内理事の役割・外部理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を行う。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行するものとする。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行う。

### (3) 理事への研修機会の提供と充実

理事（外部理事を含む）に研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めるものとする。

## 2-3 監事

### (1) 監事の責務

- ① 監事は、その責務を果たすため、寄附行為ならびに事前に定めた監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができる。
- ② 監事は、本法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況を監査する。(監事監査に関しては第4章に記載)
- ③ 監事は(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。その場合、他の役員(理事・監事)も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負う。
- ④ 監事の学校法人に対する責任が過重にならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備する。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できる。
- ⑥ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、または理事会・評議員会へ報告する。また、理事会・評議員会の招集を請求できる。

### (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、監事は本法人の理事、評議員または職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。)、評議員または役員配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。
- ② 監事は2名を置くこととする。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮するものとする。

### (3) 監事業務を支援するための体制

- ① 監事、監査法人、および内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図るものとする。
- ② 監事機能の強化の観点から、監事相互間の連携を保つ手段として監事会を設置する。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努める。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めるものとする。

### (4) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を置くものとする。

## 2-4 評議員会

### (1) 評議員会への諮問事項

- ① 次に掲げる事項について、理事長はあらかじめ、評議員会の意見を聴く。
  - ア 予算および事業計画
  - イ 事業に関する中期的な計画
  - ウ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）および基本財産の処分、ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
  - エ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益および退職金をいう。）の支給の基準
  - オ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
  - カ 寄附行為の変更
  - キ 合併
  - ク 目的たる事業の成功の不能による解散
  - ケ 寄附金品の募集に関する事項
  - コ その他、本法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めるもの

### (2) 評議員会の運営

#### ① 評議員会の運営

- ア 評議員会の議長は、評議員の内から評議員会において選任する。
- イ 評議員から意見を引き出すよう議事運営方法の改善に努める。
- ウ 評議員会への諮問事項に関して直接の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- エ 評議員会は、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

#### ② 留意事項

評議員会では、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得る為の審議をする。その際、理事長は事前に当該監事の資質や専門性を十分検討するものとする。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事に対して十分な人数を選任する。

- ② 評議員の選任および解任については、寄附行為に明確に定める。
- ③ 本法人の業務もしくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べもしくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出する。

(2) 評議員へのサポート、および研修機会の提供と充実

評議員に研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めるものとする。

### 第3章 業務運営におけるガバナンス（各業務分野のガバナンス強化と連携）

私立大学が、急速に変化する経営環境下でその使命を十分に果たすためには、理事長・学長の強力なリーダーシップの下で、その主たる使命である教育・研究活動と、それを支える経営・管理業務が車の両輪として十分に機能することが必須である。また、その全ての活動に共通して、ICTをフル活用することで、その機能や効率を向上させることが益々重要になる。

本法人および本学においては、「教育・研究」、「経営・管理」、「ICT」各分野におけるガバナンスの強化を図りつつ、夫々が互いに強力に連携することで、本法人および本学全体における高度なガバナンスを構築する。

#### 3-1 教育・研究のガバナンス（権限・役割の明確化、教育・研究力強化）

##### 3-1-1 学長

###### (1) 学長の責務

- ① 本学の学長は本法人の理事長がこれを兼務する。
- ② 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するものとする。
- ③ 学長は設置者である本法人の経営と十分に連携し協力するとともに、本法人が決定した業務の執行に責任を負う。
- ④ 学長は学則第1条に掲げる本学の使命及び目的を達成する為、リーダーシップを発揮する。
- ⑤ 所属教職員が、学長方針や本法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

###### (2) 学長補佐体制（副学長・学部長・学科長の役割）

- ① 学長は副学長を置くなど、担当職務を分担する体制とすることができる。
- ② 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものとする。ただし、学長の命を受けて校務をつかさどる場合にあつては、その範囲を明確にするものとする。
- ③ 学部長および学科長は、学長を補佐し、その命を受け各学部・学科内の教学運営業務を遂行し、業務を処理すると共に、各学部・学科に所属する教員を指揮監督する。
- ④ 学長は自らの権限、副学長および学部長・学科長へ委任する権限および職務等を明確化する。

##### 3-1-2 教授会

###### (1) 教授会の役割

- ① 大学および大学院の教育研究における重要な事項を審議するために、教授会

を設置する。教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

ア 学生の入学および卒業

イ 学位の授与

ウ その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

尚、上記ウにあたる事項は次のとおりとする。

ア) 教育課程の編成に関すること

イ) 教員の教育研究業績等の審査に関すること

ウ) 試験に関すること

エ) 学則の当該学部または学科（大学院にあっては研究科または専攻）に係る部分の制定改廃に関すること

- ② 教授会は、以上のほか、学長、学部長および学科長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### 3-1-3 教学マネジメント

#### (1) 教学マネジメントを担う組織

- ① 教学マネジメントは教職一体として全学的に推進するものとし、その企画・推進を所掌する中核的組織として学長室を設置し、学長の命を受け、各キャンパスと連携して教学マネジメントの強化を図るものとする。
- ② 研究活動面においては、本学が有する貴重な研究シーズとニーズの価値を高め、その知見を様々な社会問題の解決に役立たせること等を目的として、全学的に研究活動を統括（「推進」および「統制」）する組織として、先端総合研究機構を設置する。
- ③ また、先端総合研究機構内に研究コンプライアンス室を置き、研究分野の法令および学内諸規程等の遵守、研究倫理・利益相反の管理、不正防止強化等を図る。

#### (2) 教学マネジメントの強化

- ① 本学は、教学マネジメントを強化することにより、本学の教学活動全般において、学修成果の保証を含めた大学教育の質の保証を実現するための全学的な取組みを推進する。
- ② また、中央教育審議会答申（2018年～2040年に向けたグランドデザイン答申）に提言された全学的な教学マネジメント体制の構築に向けて、必要な意思形成を図っていく。

- ③ キャンパス間の連携を促し、各キャンパスの内包する課題を抽出・分析するとともに、キャンパス共通の課題についてはそれらを集約し、全学的な課題解決・教学目標の達成に結びつけるよう努めるものとする。
- ④ 国の政策として進められているものも含め、広く社会や産業界から大学に期待されている内容を適時・適切に把握し、本学の教学のあるべき姿、また輩出する学生の質保証に向けた方策を迅速に描きつつ、その実現に向けた取り組みを進める。

### 3-2 経営・管理のガバナンス（権限・役割の明確化、業務効率化）

#### 3-2-1 法人本部

##### (1) 法人本部の位置付け

法人本部には、本法人全体を俯瞰し、経営の意向を受け、経営を直接的に支えるべき各組織を擁するものとする。

##### (2) 法人本部の役割

法人本部の各組織は、法人固有の事務管理機能を所掌すると同時に、法人内の各部署と緊密に連携し、全学的な見地から統括し、かつ円滑な運営をサポートする使命を担う。

#### 3-2-2 企画・管理局

##### (1) 企画・管理局の位置付け

- ① 企画・管理局は、法人本部内に位置し、本法人の企画部門として経営を補佐するとともに、監事や内部監査室と連携し、本法人のガバナンスおよび内部統制全般を統括するものとする。
- ② 経営管理面のガバナンスを主として担うとともに、本学の教育および研究のガバナンスを担う全ての組織、および会議体等とも緊密に連携する。

##### (2) 企画・管理局の役割

- ① 本法人内外の経営環境の把握・分析に努めるとともに、本法人の経営方針（理事長方針、中期的な計画、アクション・プラン、第三者評価等）のフォローおよび達成状況の検証を行う。
- ② 本法人のガバナンス・内部統制、およびリスク・マネジメントの強化に繋がる改革的取組に関与し、全学的な見地からその企画、推進、および支援を実施する。
- ③ 帝京グループ全体のブランド価値向上に資するべく、グループ法人との連携強化を図るとともに、グループ法人の活動を支援する。

### 3-2-3 法人事務局

#### (1) 法人事務局の位置付け

法人事務局は、法人本部内に位置し、本法人の全事務組織（全キャンパス・病院・その他設置学校等の事務部・事務室等）を俯瞰し、その所掌事務全般を全学的な見地より統括するものとする。

#### (2) 法人事務局の役割

- ① 法人事務局は、本法人全体または複数の事務組織に横断的な事務施策の企画・推進を担うとともに、各事務組織固有の事務施策の遂行についても積極的に関与し支援する。
- ② 本法人の全事務部門における資源配分を統括するとともに、各事務組織との連携を強化し、全学的な視点で各事務組織間の資源配分に関する調整を図る。
- ③ 本法人の事業計画および予算を立案するとともに、財務運営・管理全般を所掌し、強固な財務基盤の維持、および更なる強化に努める。

### 3-2-4 事務部門総務会

#### (1) 事務部門総務会の位置付け

- ① 事務部門総務会は、本法人全体の主として経営・管理面における円滑な運営を図ることを目的とし、法人本部ならびに本学の主要な事務職員（事務長以上）、および理事長が特に指示した者により実施される。
- ② 必要に応じ、他の設置校等の事務長に対し会議の内容を展開する。

#### (2) 事務部門総務会の役割

- ① 重要な事務施策や事務組織間の資源配分等に関し協議し、共有するとともに、必要に応じ事務組織間の調整を実施する。
- ② 理事長の指示の下、経営管理に関する課題や問題点についてのハイレベルな方向性や方針の協議や決定をする。

#### (3) 事務部門総務会の運営

- ① 原則として定例会とし、2~3ヶ月に1回を目途に開催するものとする。
- ② 議長は原則として法人事務局長とし、法人事務局長不在時は本部事務長が議長を代行する。



### 3-2-5 ファシリティ・マネジメント (FM)

#### (1) 本法人における FM 活動の位置付け

- ① 本法人における FM 活動は、一般的な「施設の改善活動」の域を脱し、ファシリティから得られるデータに基づき、教育環境ならびに教育研究活動自体の改善活動につなげるための CIRM(キャンパス・インフラストラクチャ・リソース・マネジメント)を目指すものとする。
- ② 従って、本法人構成員全体でキャンパス・病院等の活用、再生およびキャンパス・病院内等で行われるあらゆる活動の改善を支援する長期的、経営戦略的取組みと位置付ける。

#### (2) FM 活動の推進およびフォローアップ体制

- ① 本取組みの全体を統括する全学的な FM 委員会を設置するとともに、本学各キャンパス、病院、その他の設置校等各組織に夫々 FM 委員会を設ける。
- ② また、FM 活動の導入や展開を推進する FM 運営委員会を設置する。FM 運営委員会は、各キャンパスの FM 委員会を支援するとともに、専門部会を設け FM に係る具体的なテーマについての検討を促す。

### 3-3 ICT ガバナンス

#### 3-3-1 ICT 環境への対応

##### (1) ICT 環境への対応と活用

- ① ICT 環境への対応は、本法人内の内部統制のあらゆる基本的要素の有効性を確保するために不可欠な基盤であるとともに、IR (インスティテューショナル・リサーチ) の推進等を通じた「経営力の向上」や、公共性に配慮した「情報公開」の活発化等、本法人の経営およびその責務 (教育・研究・社会貢献) の遂行において極めて重要な位置付けを占めるものである。
- ② 本法人および本学は、その活動において有効な学内外の ICT 機能を見極めるとともに、全学的にその利用レベルを高め、組織目標の達成のために最大限活用を図るものとする。

#### 3-3-2 ICT ガバナンスの強化

##### (1) ICT の利用

- ① ICT の利用においてはその利便性を最大限活かし、本法人および本学の組織目的達成のために活用することが重要であるが、利用に当たっては、その利便性とともにもその脆弱性や、業務に与える影響の重要性を把握することが必要不可欠であることについても十分に共有を図る。

## (2) ICT の統制

- ① 組織内において業務に体系的に組み込まれて様々な形で利用される ICT に対し、あらかじめ「適切な方針」および「手続き」を定め、それを踏まえた適切な対応を行うことで、その脆弱性が発現するリスクのコントロールを図るものとする。
- ② 特に公共性の高い学校法人において、情報セキュリティへの対応は社会的に求められるものであり、本法人、もしくは本学としても、万一、個人情報や先端的な技術情報の漏洩等のセキュリティ・インシデントが発生した場合の社会的な重大性を十分に意識した上で、かかるインシデントの発生防止に向けて組織的・計画的に取り組む。
- ③ その為には、全学的な ICT の利用および統制を所掌する組織を設置するとともに、各部署（キャンパス・病院等）において ICT 担当者を任じ、両者が密接に連携する仕組みが必要である。全学的な ICT の総括機能を本部情報センターが担い、各部署の ICT 担当との連携を更に深め、ICT の全学的な管理統制体制を構築していくものとする。

## 第4章 法人運営のチェック機能（有効性・効率性・コンプライアンス検証）

ガバナンスの要諦は、その組織の運営状況を恒常的にモニタリングし、そこから自律的に抽出される様々な組織課題・業務課題等に対し適切な対応を実施し、改善に結びつけることができる仕組みを確保することにある。

本法人および本学は、様々な側面からその組織および活動をモニタリングする機能を確保するとともに、それを改善に結びつける取組みを一層強化することで、自律的なガバナンスの維持および高度化を図る。

### 4-1 三様監査（監事監査・監査法人監査・内部監査）

#### （1）監事監査の役割

- ① 監事監査は、私立学校法第37条第3項および本法人寄附行為第7条に基づき、本法人の業務の執行、財産の状況の適正性の確保、および理事の執行の状況を監査項目とし、もって本法人の健全な経営、および社会的信頼性の保持に資することを目的とする。

監事は監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会および評議員会に報告し、これを公表する。

- ② 監査の遂行に当たっては、監事相互間の連携を保つとともに、監査法人・内部監査室等との連携を強化し、より効率的な監査の実施に努める必要がある。監事監査規程に則り、各種会議への出席や決裁書等重要文書の閲覧等を通じ監事に十分な情報が供給され、また理事長を含む執行部門との十分な意見交換の場が確保されるよう、その役割と権限を明確化する。

#### （2）監査法人監査の役割

- ① 私立学校振興助成法第14条に基づき、財務報告の信頼性確保を目的として、学校法人会計基準に則って作成される会計諸表に対し、監査法人による会計監査を受けるものとする。
- ② 財務報告の内容に関し監査法人による監査報告書が作成される。監査にあたってはその有効性、効率性を高める観点から、監事・内部監査室と連携して実施されることが望ましく、円滑な連携に留意するものとする。
- ③ 監査法人による監査は財務諸表の信頼性の確保を目的とするが、財務諸表の適正性の意見表明を「リスクアプローチ」により実施するため、同監査には財務諸表の諸項目に関する重要な業務プロセスの検証も含まれる。

#### （3）内部監査の役割

- ① 理事長直轄の組織である内部監査室を設置し、理事長の命により本法人の内部統制におけるモニタリング機能全般を統括する。

- ② 内部監査室は、内部監査規程に則り、本法人の管理・運営における公正性と合理性を確保し、その発展および社会的信頼性の保持に資することを目的に、法人内全部署・全業務を対象とした内部監査を実施する。
- ③ 内部監査においては、諸活動の遂行状況を検討・評価し、被監査部署に対し助言・勧告・支援を行うとともに、この活動から得られた情報が適切に経営に還元され、内部統制の強化ならびに経営の高度化に活かされることを目指す。
- ④ 内部監査室は、監事・監査法人と連携し、内部監査の有効性、効率性の向上を図る。また、内部監査室は必要に応じて、監事監査にかかわる事務を補助するものとする。

#### (4) 三様監査における協働と役割分担

- ① それぞれの立ち位置の違い（監事：「ステークホルダー」の立場から経営の健全性を担保する、内部監査：経営者の立場から業務・組織の健全性を確保する、監査法人：法制度に基づく専門家としてチェックを行う）を理解しつつも、三者は「監査の有効かつ効率的な実施の実現」という目標を共有しており、また、それぞれの欠点（監事：スタッフ不足・情報不足等、内部監査：法的根拠がない・立場上の難しさ等、監査法人：外部者としての立ち入り不足等）を補うため、十分な情報交換、意見交換を実施するものとする。
- ② 三者が、それぞれの役割を果たしつつ、連携することにより、本学の監査システムが効果的・効率的に実施されることを目指す。

### 4-2 自己点検・自己評価制度

#### (1) 自己点検・自己評価制度の位置付け

定期的な「自己点検・自己評価」を実施することで、本学の経営目的が効果的に達成されているかを点検・評価し、そこから抽出された様々な課題に取り組むことにより、教育・研究、およびその他サービスの改革・改善に繋げるべく努力するものとする。

#### (2) 自己点検・自己評価制度の拡充

- ① 本学の学則において、「本学は教育研究水準の向上を図り、使命及び目的を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と謳い、自己点検・自己評価を定義している。
- ② この定義に基づき、本部および各キャンパスにおける「自己点検・自己評価委員会」のもと、各部署の体制に合わせた自己点検・自己評価活動を行うと

ともに、理事長が委員長を担う「帝京大学自己点検・自己評価委員会」が本学全体の「自己点検・自己評価報告書」を作成する。

- ③ 自己点検・自己評価にあたっては、各部署においてきめ細かい点検・評価（アセスメント）を実施、改善のための課題抽出を行い、改善活動に結びつける。また、各部署の点検・評価を全学的に取り纏め、全学的な重要課題や各部署共通課題等を抽出し、それを踏まえた改革・改善の計画を立案・フォローするための機能の構築、および権限の明確化を図る。
- ④ 自己点検・自己評価の結果についてはホームページ等により情報公開することで、ステークホルダーへの説明責任を果たすものとする。

#### 4-3 内部質保証・認証評価

##### (1) 内部質保証の位置付け

教育・研究、その他サービスの質が一定水準にあることを自らの責任で証明・説明するとともに、PDCA サイクルを機能させることで、その維持・向上を実現するための学内の恒常的・継続的プロセスであり、本学の使命・目的を実現する上で必須のもの。

##### (2) 内部質保証の拡充

- ① 自己点検・自己評価、および第三者による認証評価をベースに、その結果から改革・改善に繋げることのできる事象を抽出し、それを実際の改革・改善に着実に繋げる自律的な仕組みを維持・強化する。
- ② また、IR の活用をより積極化し、多様で客観的なデータを収集・分析することにより、内部質保証の水準を高めるとともに、その検証機能を強化することを目指す。
- ③ 改革・改善に係る情報については、学内へ展開するとともに、対外的にも極力積極的に情報公開し、ステークホルダーへの説明責任を果たすものとする。

##### (3) 第三者による認証評価の役割

- ① 全ての大学は7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関による認証評価（機関別評価）を受けることが法律で義務付けられており、本学も法令に則り、建学の精神に基づき適切に大学運営が遂行されているかにつき、第三者による認証評価を受けるものとする。その際には、第三者評価実施委員会を設置しその対応にあたる。
- ② 上記機関別評価に加え、本学は、必要に応じ様々な分野における機能別評価を受審し、機関別評価と連携して教育の質向上を図るものとする。

- ③ 第三者認証評価による評価結果を踏まえ、自らの改善を図り、建学の精神、ならびに教育研究の使命及び目的に基づき、教育・研究水準の向上と改善に向け、適切に大学運営が遂行されるよう努める。尚、第三者認証評価の指摘事項は中期的な計画や事業計画に反映させ是正を図るものとする。

## 第5章 公共性・信頼性（ステークホルダーへの責任の遂行）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性の確保が求められる。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性の下で社会的責任を果たしていかなければならない。

本法人および本学は、ステークホルダー（学生・保護者、卒業生、教職員、地域社会構成員等）との適切な関係を保ち、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保していく。

### 5-1 ステークホルダーとの関係

#### (1) ステークホルダーの多様化

- ① 学生の多様化（学修年齢の多様化、生涯学習等）、社会貢献・地域連携（産学連携、地域減災活動、地域医療等）の重要性増大等を通じ、本法人および本学のステークホルダーの多様化は急速に進行している。
- ② また社会構造や就業構造の変化等を踏まえ、高等教育や医療の質の向上や、経営の透明性（可視化、情報公開等）向上等、ステークホルダーの本法人および本学に求めるニーズも多様化が進んでいる。

#### (2) ステークホルダーとの関係強化

- ① 本法人および本学を支えるステークホルダーとの関係を強化することが、本学の社会的価値を引き上げ、またその結果として経営基盤をより強固なものとする上で極めて重要となる。
- ② 様々なステークホルダーとの関係強化を図る為、ステークホルダーとのコミュニケーションを活発化させ、ニーズを把握するとともに、しっかりとそれに対応することにより、ステークホルダーへの責任を果たしていく。

### 5-2 学生に対して

#### (1) 入学から卒業に至る学びの道筋の具体化

##### ① 三つのポリシーの明確化

以下の三ポリシーの明確化を進める。

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程再編・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

また、学生の学習成果を可視化し、継続的な教育改善に繋げるため、アセスメント・ポリシーを策定し、上記三ポリシーの達成状況検証を実施する。

##### ② 個々の学生へのきめ細かい対応

学生の学習成果と進路実現に相応しい教育の高度化、学習環境・内容等の更

なる整備・充実に取り組む。

③ 多様性の受容

ダイバーシティ・インクルージョンの理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処する。

(2) IR を活用した学生サポート

学生の入学から卒業までの修学を支援するため、教学 IR による実態把握・分析を基礎とし、極力正確なデータに基づいて、必要な教育内容や環境の改善等、大学の質向上ならびに学生へのサポート機能の向上が図られるよう努める。

5-3 教職員等に対して

(1) 教職協働の推進

本法人および本学の価値向上を確実に推進するためには、教員と事務職員が適切に分担・協力・連携を行い、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図る必要がある。このため様々な活動において教職協働体制を確保していく。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント (UD)

全構成員による、建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動等を通じて、本法人および本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進する。

① ボード・ディベロップメント (BD)

ア 常勤理事は、寄附行為等関連規程、ならびに事業計画等に基づく責任担当領域・職務に係る方針を明示する。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会ならびに評議員会に報告する。

② ファカルティ・ディベロップメント (FD)

ア 三つのポリシーの実質化と教育の質向上の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示する。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。

③ スタッフ・ディベロップメント (SD)

ア 全ての教職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進する。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的に取り組む。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に



向け、年次計画に基づき業務研修を行う。

(3) 魅力ある職場の構築

- ア 人材の育成を重視し、全教職員の成長を促すとともに、各人に対して充実したキャリアパスを提供できる職場を目指す。
- イ 組織の活性化を図り、また多様で柔軟な働き方を促すことで、教職員が活力をもって働ける職場環境を構築する。
- ウ 魅力ある職場の構築を促す人事制度の改革を推進する。

5-4 社会に対して

(1) 社会貢献、地域連携

- ① 教育研究活動の成果の社会への還元  
社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努める。
- ② 産官学連携  
教学・研究の成果を活用した産学官連携プログラムを通じ、社会に貢献することを目指す。
- ③ 生涯学習  
地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供する。
- ④ 減災活動  
大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組む。
- ⑤ 社会の多様性への対応  
男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消を推進するとの基本姿勢を徹底し、積極的に社会の多様性への対応を実施する。
- ⑥ 社会全体のサステナビリティをめぐる課題  
SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた諸課題など、社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応する。

5-5 リスク・マネジメント、危機管理および法令遵守

(1) リスク・マネジメント力の強化

- ① 現在の大学経営を取り巻くリスクは、戦略リスク・財務リスク・オペレーショナルリスク・ハザードリスク等多様であるが、そうした中で、安定した教育環境や医療提供体制を維持、向上させていく為には、それらをしっかりと認識し、その影響度や発生可能性を把握し、コントロールするプロセスを備えることが必要。

- ② 本法人では、顕在化したリスクのみならず、潜在的リスクも含め、多様なリスクを日常的に把握・評価・対応できる態勢の構築を目指す。

(2) 危機管理のための態勢整備

- ① 危機管理態勢の整備と危機管理マニュアルの整備

危険および事故を予防するための措置、および災害や事故および不祥事等が発生した場合に適切に対応する為の措置を定め、危機発生時に適切に対応できる態勢の整備、危機管理に関する規程やマニュアル等の整備を進める。

- ② 事業継続計画（BCP）の整備等

大規模災害等の際に本学の教育事業、および病院事業等を維持・継続する為のBCPの全学的な整備を進めていく。

(3) 法令遵守のための態勢整備

- ① 法令遵守のための組織的取組

全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組むこととする。

- ② 内部通報・相談（公共通報）窓口設置と通報者保護

法令等に違反する行為またはその虞がある行為に関する教職員からの通報・相談を受け付ける窓口を常時開設し、また内部通報に対し適切に対応できる態勢整備を行い、通報者の保護を図る。

## 第6章 透明性の確保

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保に努めることを要する。それ故、利益追求を重視し、組織所有者（株主）に対する説明責任を求められる企業とはその位置付けを異とし、運営および活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高めることが求められる。

本法人および本学は、多様なステークホルダーが存在することを踏まえた上で、様々な機会を通じて積極的に情報を公表・公開する態勢を整え、法人運営、教育研究活動の透明性の確保に更に注力していく。

### 6-1 情報公表の充実と情報公開の工夫

#### (1) 法令上必要な情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則、私立学校法等の法令および日本私立大学団体連合会のガイドライン等に則り、主体的に情報発信していく。

##### ① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ 教育研究上の基本組織

ウ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力

エ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

オ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

カ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

キ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績

ク 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業または修了者数、ならびに進学者数および就職者数、その他進学および就職等の状況

ケ 授業科目、授業方法および内容、ならびに年間の授業計画

コ 学修成果に係る評価、および卒業または修了認定に当たっての基準

サ 校地、校舎等の施設、および設備その他の学生の教育研究環境

シ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

ス 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援

セ 自己点検・自己評価報告書

ソ 教育研究活動等の状況

##### ② 学校法人に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿

オ 役員に対する報酬等の支給の基準  
カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法令上公表が必要な情報以外にも、自らの判断で適時・適切な情報公開を図るよう、積極的かつ継続的に取り組む。事例としては次のような項目がある。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校および海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携ならびに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②および(2)②の学校法人に関する情報については、**Web**公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供す。
- ② 情報公開にあたっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し公開する。
- ③ 公開方法は、より利便性を高めるようインターネットを使った **Web** 公開を主たるものとするが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータルサイト」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も併せて活用する。
- ④ 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫する。

以 上